

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

水害予防計画については、県水防計画と整合を図るものとする。

1 現況

(1) 本町には、北部に三滝川と埴川、中央部に砂子田川と濁川、南部に立田川があるが、近年は改修工事が進み、浸水の危険はほとんどない。

(2) 水害（洪水）危険区域

ア 農業用ため池、用水路

ため池名	所在地	満水面積 (m^2)	貯水量 (m^3)	最大水深 (m)
十三奉行（上）	大字福田字十三奉行	1,800	30,000	2.1
十三奉行（下）	〃	1,500	25,000	2.0
四郎平	大字福田字四郎平	1,800	40,000	4.2
沼ノ沢	大字福田字沼ノ沢	2,300	50,000	4.0
大清水	谷地小屋字大清水	1,600	50,000	4.8
菅ノ沢	谷地小屋字菅ノ沢	2,500	161,000	7.0
所沢	小川字所沢	1,000	10,000	3.1
武井	駒ヶ嶺字武井	4,200	94,600	5.0
原	駒ヶ嶺字原	3,000	70,000	2.8
鴻ノ巣	駒ヶ嶺字鴻ノ巣	5,500	483,000	23.0
長清水	小川字長清水	2,800	10,000	3.2

イ 河川氾濫の原因となる地すべり等危険区域は、第2節に掲げているとおりである。

2 水害予防対策（事業）計画の内容

(1) 河川改修事業

本町管理の河川については、災害発生の危険度により、県管理河川の整備との整合を図りながら、将来の土地利用計画を踏まえて整備を進めるものとする。

(2) 治山事業、砂防事業等

治山事業、砂防事業等については、資料2-1-1のとおりである。

(3) 水防施設、資材の整備計画

本町は、災害時の水防に万全を期すため適宜水防倉庫の整備を図り、県水防計画に定める基準に基づき水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとする。

(4) 湛水防除事業

町内の湛水による被害を防止するための事業を推進する。

3 水害予防体制の強化（整備）

(1) 気象情報等の収集、伝達

県と連絡を密にし、河川流域の降水量等気象状況の収集、伝達に努めるほか、本町においても気象用観測施設の整備推進を図る。

(2) 危険区域の巡視

災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を、消防団その他関係団体及び一般住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たるものとする。

(3) その他の水害予防については、新地町水防計画の定めるところによる。

第2節 地すべり、山崩れ（土砂）災害予防計画

地すべり、山崩れ等による災害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な対策（事業）に関する計画とする。

1 地すべり等危険箇所の現況

最近の災害事例においては、台風又は大雨に伴い、地すべり、山崩れによる人的、物的被害が多く発生する傾向が見られるが、本町には、地すべり、山崩れ等が発生する危険性の高い箇所は少ない。

2 地すべり、山崩れ（土砂）災害予防体制の強化（整備）

(1) 危険箇所の実態調査及びパトロールの強化

地すべり、山崩れ等に伴う災害（土砂災害）を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」その他の法令により指定されている危険区域については、重点的に観察指導を行うものとする。

また、大雨、長雨等が予想される場合は、県からの（福島地方気象台発表の）気象通報に十分留意するとともに、相双建設事務所及び相双農林事務所等関係機関と協力して危険箇所を随時パトロールするものとする。（急傾斜地崩壊危険箇所等は、資料2-2-1～資料2-2-5のとおりである。）

(2) 雨量観測体制の整備等による警戒体制の確立

危険区域の住民等に対し、災害時に早期に適切な措置がとれるよう、雨量観測体制の整備を推進し、警戒体制の確立に努めるものとする。

(3) 地域住民等に対する防災措置の指導

危険箇所については、関係機関の協力を求めながら、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導するものとし、また、当該地域の居住者に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図るものとする。

第3節 高潮、津波災害予防計画

1 計画の目的

町及び関係機関が連携しつつ、沿岸地域において高潮・津波災害から住民の生命・安全を守る海岸保全施設等の整備・改修、避難体制、津波警報等の情報伝達体制の確立、津波避難訓練の実施並びに高潮、津波に関する知識普及啓発などハード・ソフト両面に対策を実施することにより、高潮、津波被害の軽減を図る。

2 各主体の責務及び業務内容

(1) 町民の役割

町民は、日ごろから町が作成するハザードマップ等により関係地域の危険性を認識し、津波避難場所及び避難路等を把握するとともに、津波訓練への積極的な参加に努める。

(2) 県、町及び関係機関（警察・消防等）の役割

東日本大震災における津波被害を踏まえ、被害を最小限にするための防護施設や防潮堤など海岸保全施設等の整備、津波警報等や避難指示の情報伝達体制の多重化、地域の特性に合わせた避難計画の策定などハード、ソフトを組み合わせた対策を講じる。

(3) 業務の内容

① 津波浸水予想地域対策

町は、東日本大震災における津波浸水の実績等も踏まえ、津波浸水予想区域等を記載したハザードマップを整備・更新し、区域内及び周辺の住民や事業所に配付するとともに、津波浸水履歴表示板や海拔表示板などを整備し、周知に努める。

② 津波避難計画の策定

町は、東日本大震災における津波の実態等を踏まえ、浸水予想区域からの住民等の迅速な避難を可能にするため、地形、避難時間を考慮した津波避難場所の選定、避難方法などを含めた避難計画を策定し、地域住民に周知徹底を図る。

③ 情報伝達体制の整備

ア 町及び関係機関は、住民、学校、観光客、漁業、港湾者、走行車両、公共交通機関及び船舶等に対し、津波警報等や避難指示を確実に迅速に周知または伝達するため、相互に連携して情報伝達手段の整備・点検及び夜間休日を含めた住民等への情報伝達体制の整備を行う。

イ 県及び町は、沿岸監視カメラの設置など津波監視体制の整備充実を図る。

④ 津波情報等の伝達方法

ア 防災行政無線

気象庁から津波等が発表されると、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動して、防災行政無線より情報が伝達される。津波到達予想時刻や高さ、避難指示・勧告等については、手動により肉声で伝達する。

イ 防災情報システム

防災情報システムは、J-ALERTと連動しており、防災メールの登録者や町内在住者へエリア

メールにより瞬時に津波警報等が伝達される。

ウ 消防車両による広報

⑤ 防護施設・防潮堤等の整備

ア 海岸施設の整備

沿岸部においては、東日本大震災からの復興事業一環として、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地の整備を中心とした防護施設の整備が行われており、国、県と町が一体となり早期整備を推進する。

イ 防潮林（保安）の再生・整備

これら海岸施設の整備と同時に、塩害防備林の機能も持つ防潮林（保安林）の再生・整備を計画的に進める。

⑥ 津波避難場所等の指定・整備

町は、津波による災害発生が予想される地域において、地形、避難時間を考慮した波避難場所の指定及び避難路の整備を進める。

⑦ 津波避難場所表示板等の整備

ア 町は、沿岸地域の住民や観光客等に迅速かつ円滑な避難誘導を行うため、避難場所表示板をはじめ、国、県とも連携しながら、主要道路等に津波浸水履歴表示板や海拔表示板を整備する。

イ 観光地や海水浴場などには、観光客への周知を図るため避難場所等案内板を整備する。

⑧ 要配慮者の事前避難準備

要配慮者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき、避難支援等関係者や近隣者等を含めた避難指示等の連絡方法や避難支援体制を整備する。

⑨ 津波に関する知識の普及

ア 津波防災啓発

津波災害から身を守るためには、個人の避難行動が重要となるため、国、県及び町は津波の危険性、津波警報等や避難指示にとるべき避難行動などに関し、町民に対し継続して啓発に努める。

イ 津波避難訓練の実施

町及び関係機関は、津波発生時の被害軽減ため、相互に協力して津波警報等や避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等を定期的に行う。その際、住民、学校、観光客、漁港、港湾関係者、公共交通機等の幅広い参加を促すものとする。

第4節 都市防災構造化計画

市街地において、震災時等における火災・津波被害等から住民の生命の安全確保をするため、都市計画の推進等により、避難場所、避難路等の確保や、今後、土地利用の高度化等を図る地区においては、建築物の不燃化を進めるなど、都市防災構造化を計画的に図ることとする。

第5節 建築物災害予防計画

災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るために必要な対策に関する計画とする。

1 建築物の状況

本町の市街地形成の推移をみると、鉄筋コンクリート造りその他の耐火建築物は年々増加しているが、木造建築物の方が圧倒的に多いため、建築物の防火化の利点と効果を一般に啓蒙するとともに、各種行政的施設の推進に努める必要がある。

2 建築物災害予防対策の内容

(1) 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

- ア 耐震診断及び耐震改修対策
- イ 防災診断及び防災改修対策
- ウ 落下物対策
- エ ブロック塀等安全対策
- オ 定期検査報告及び維持保全計画の推進

(2) 建築物の不燃化

ア 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅は、積極的にその不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配慮を考慮した団地造りを推進するものとする。

イ 民間住宅の不燃化促進

特に市街地においては、住宅の不燃化を促進するよう指導するほか、防災面での行政指導等により、民間住宅の不燃化を積極的に図るものとする。

(3) 建築物の耐震性促進

ア 防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本（必要）となるので、本町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

- (ア) 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎及び公民館等の町有施設
- (イ) 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、病院等

イ 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、建築物の耐震化を促進するものとする。

ウ 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするように指導するものとする。

特に主要通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期的点検、補強を指導する。

(4) 窓ガラス等の落下物防止対策

ア 一般建築物の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

(ア) 落下物のおそれがある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

(イ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

第6節 防災（業務）施設等整備計画

災害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な防災（業務）施設等の整備推進に関する計画とする。

1 防災（業務）施設等の現況

本町における主な防災（業務）施設等の現況は次のとおりである。

(1) 防災行政無線

(平成26年)

同報系親局		同報系子局		移動系基地局		移動局	
周波数 MHz	出力 W	屋外受信 台	戸別受信 台	周波数 MHz	出力 W	車載型 台	携帯型 台
68.595	10	17	2,157	466.325	105	15	15

(2) 消防力

(平成26年)

機関名	消防車両等							消防水利		無線機器		
	自動車	普通ポンプ自動車	小型水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	はしご車	救急車	防火水槽	消火栓	車載型	携帯型	基地局
相馬消防署 (新地分署)			1				1			3	3	1
新地町消防団	3			15				33	246	7	48	
計	3		1	15			1	33	246	10	51	1

(3) 職員参集システム

勤務時間外においても、迅速に地震の発生、津波の注警報の発表及び気象警報の発表を伝達するため、災害に強い情報連携システム構築事業を活用して、災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図り、町から住民に多様なメディアを通じて一括配信できる情報通信環境「防災情報システム整備・ネットワークシステム」を構築した。

このシステムにより、職員や住民には携帯キャリアやインターネットを通じて災害情報の伝達が可能になり、速やかな初動体制の確立を図ることができる。

(4) 災害情報

町ホームページに災害速報及び避難場所を常時掲載している。また、町内公共施設に避難所を開設した場合には、当該避難所から避難者名を入力し、ホームページに掲載される。

(5) 災害時優先電話

・新地町役場

総務課長席 62-2110

建設課長席 62-2114

農林水産課長席 62-2194

・小中学校

福田小学校 62-2303

新地小学校 62-2006

駒ヶ嶺小学校 62-3007

尚英中学校 62-2052

2 防災（業務）施設等整備計画の内容

(1) 防災行政無線等

町防災行政無線については、災害時に十分機能し、活用できるよう常に良好な維持管理に努めるものとする。

また、福島県総合情報通信ネットワークとの連携を図るため、情報機器の整備を行い、緊急時の連絡体制を強化する。

(2) 消防施設等

消防施設については、今後は更新と消防水利の整備を計画的に進めるものとする。また、緊急時のための備蓄倉庫の建設を行うものとする。

(3) 食料、生活物資の備蓄

ア 非常用食料

非常用食料は、地震・津波被害想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の3日分程度を目安に備蓄する。備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

イ 生活物資

備蓄及び調達の商品目としては、寝具（毛布等）、衣類品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、災害弱者向け用品などが考えられる。備蓄数量は、地震・津波被害想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の分を目安に行う。

ウ 応急給水資器材

発災後3日間は被災者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急給水資器材（ポリ容器、ポリ袋等）の備蓄に努める。

第7節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するため、出火防止、初期消火の徹底及び火災の拡大防止等に関する事項について定めるものであり、なお、相馬消防署新地分署、町消防団との連絡を密にして、消防行政の円滑化を図るものとする。

1 現況と課題

本町においても高齢者世帯の増加に伴い、一般住宅での高齢者が火災に見舞われる可能性が高まっていることなどから、住宅用火災警報器の設置などにより、住宅防火対策の強化が火災予防の大きな課題となっている。また、市街地の一部には、建物の密集している区域もあり、延焼の危険性も高くなっている。さらに、近年の社会経済の変化などにより、消防団員の担い手不足や消防団員のサラリーマン化による昼間における消防力の維持が課題となっている。

2 火災予防対策の内容

(1) 防火防災意識の高揚啓発

町及び相馬消防署新地分署は、春秋全国火災予防運動をはじめ各種予防啓発活動を通じ、出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

(2) 住宅防火対策の推進

町及び相馬消防署新地分署は住宅からの火災発生を未然に防止するため、消火器具、耐震安全装置付火気使用設備器具及び住警器(住宅火災警報器)等の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、障がい者が居住する住宅について優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限に留めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、相馬消防署新地分署は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

(4) 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、相馬消防署新地分署は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に宿泊施設、商店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

3 初期消火体制の整備

(1) 消火器等の普及

町及び相馬消防署新地分署は、建物火災時における逃げ遅れによる被害を防止するため、消防法に基づく設置義務により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を啓発する。また、初期消火の実行性を高めるため、消火器、消火バケツ等の普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

町及び相馬消防署新地分署は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織の設置促進に努め、防災訓練や防火講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

4 火災の拡大防止

(1) 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急道路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

(2) 建築物の防火対策

町は、公共建築物を原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃物及び耐火建築の推進を啓発指導する。

5 教育訓練計画

教育訓練は、消防署員及び消防団員の資質の向上を図るため、基礎訓練を重点的に取り上げ、応用訓練及び実践訓練を主眼として消防対象物に応じ、防御知識の習得と技術の向上を図るよう計画し実施するものとする。また、自主防災組織、女性消防隊等の指導者等を対象とした教育の拡充を図る。

(1) 教養基準に従った教養研修の実施

(2) 基礎訓練として規律訓練、訓練礼式、消防活動に必要な車両訓練、操法訓練を計画し実施する。

(3) 火災は、初期において防御しなければならないので、有事に際し迅速、適切な火災防御活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を想定した訓練計画を立て、消防技術の向上を図る。

(4) 洪水に対処する消防機関の役割を十分に理解することができるよう洪水防御について訓練を実施する。

6 広域応援体制の整備

町及び相馬消防署新地分署は、隣接市町村及び隣接消防本部と消防相互応援協定を締結するとともに、既存の「相馬地方市町村消防団相互応援協定書」についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

第8節 防災訓練に関する計画

災害の未然防止又は被害の軽減と災害発生時における災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期すため、図上又は現地において計画的継続的に防災訓練を実施するための計画とする。

1 訓練の実施及び参加

- (1) 町長は、災対法第48条の規定に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施するものとする。
- (2) 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施するものとする。

2 訓練の種類

突発的な災害の発生に備え、防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に、また、図上又は実地（働）に行うものとする。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

(1) 消防訓練

消防訓練は、次の内容を織り込んだ訓練とし、年1回時期を選定して実施するものとする。

- ア 非常招集訓練
- イ 出動訓練
- ウ 通信連絡訓練
- エ 消防操法訓練
- オ 避難誘導訓練
- カ 救出救助訓練
- キ 建物火災防御訓練
- ク 林野火災防御訓練
- ケ 車両火災防御訓練
- コ 文化財保護訓練
- サ 自衛消防隊教育訓練
- シ 危険物火災等特殊火災防御訓練

(2) 水防訓練

「水防計画」に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施するものとする。

(3) 避難訓練

- ア 消防訓練、水防訓練等と合わせて実施するものとし、避難の指示、誘導伝達方法等の訓練とする。
- イ 町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施するものとする。

ウ 町教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施するものとする。

エ 町長は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の人が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力を行うものとする。

(4) 非常招集訓練

地震による災害のように、突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災組織及び活動等の確認、整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集できるよう訓練を実施するものとする。

(5) 通信訓練

災害発生時において、本町防災行政無線等による通信が十分な効果が発揮できるよう、情報等の迅速かつ的確な伝達、通信機器類の操作、平常時通信から災害時通信への適切な切り替え（統制）等について訓練を行うものとする。

(6) 津波訓練

津波襲来時における防災活動の円滑な遂行を図るため、消防団、漁業関係者等の協力を得て、津波防災に関する訓練を実施するものとする。

訓練内容

ア 津波予警報等の受理伝達

イ 海面監視

ウ 通報、動員

エ 通信器材による訓練

オ その他津波、浸水対策に必要な事項

(7) 総合防災訓練

ア 県、町その他の防災関係機関及び地域住民が一体となって、上記訓練各項目を組み合わせて、総合的に実施するものとする。

イ 実施時期は、適宜定める。

第9節 防災知識の普及に関する計画

防災活動の円滑な実施を期するための、防災業務に従事する職員及び地域住民に対する防災知識の普及を図る計画とする。

1 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して防災教育の徹底を図るとともに、単独又は共同して、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。

また、防災業務に従事する職員に対し、日常の事務又は業務を通じ積極的に防災対策を推進し、災害時においては適正な判断力に基づいて、地域における防災活動を率先して実施できるよう、本地域防災計画の内容及び運用等について周知徹底を図るため、次により防災教育を実施するものとする。

(1) 教育内容

- ア 各機関の防災体制及び各自の任務分担に関すること。
- イ 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の主な被害事例に関すること。
- エ 防災関係法令の運用に関すること。
- オ 土木、建築、その他災害対策に必要な技術に関すること。

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修等の実施
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

2 町民に対する防災知識の普及

町民の防災意識の高揚を図り、災害時には町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次により防災知識の普及を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ア 気象予警報の種類と内容、被害情報の連絡、避難方法等地域防災計画の内容
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 平常時の心得
- エ 災害時の心得及び応急措置

(2) 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、広報車の利用

- ウ 映画、スライド等の利用
- エ パンフレット等の利用
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

学校、保育所の児童、生徒に対し、防災訓練の実施や、ホームルーム活動等の教育活動を通じて災害に関する防災安全教育を実施するものとする。

(2) 社会教育

公民館など社会教育施設での研修会等を通じ、婦人会、PTA、青少年団体等を対象に防災知識の普及啓蒙を図る。

4 要配慮者に関する防災知識の普及

高齢者、障がい者、傷病者（入院患者）、乳幼児、妊産婦、日本語を解さない外国人、土地に不慣れな旅行者等は、災害が発生した場合、通常地域住民に比べ避難等の対応をとることが困難なため、これら要配慮者を抱える施設及び自主防災組織等は、日ごろから要配慮者対策に必要な防災知識の普及に努めるものとする。

(1) 普及の内容

- ア 避難行動要支援者登録制度の概要
- イ 要配慮者の避難誘導を行う上での留意点
- ウ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災活動

5 災害教訓の伝承

(1) 災害教訓の収集、公開

県及び町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第10節 自主防災組織の育成・消防団の活性化に関する計画

災害の防止又は被害の軽減を図るため、地域住民及び事業所等が災害時に迅速な行動がとれるよう、自主的な防災組織の結成と育成を図るための計画とする。

また、消防団においては、近年の社会情勢の変化により、団員数の減少、団員の高齢化、団員の就業構造の変化（サラリーマン化）等の問題が生じているため、消防団の活性化を図るために必要な対策に関する計画とする。

1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の現況

本町においては、昭和59年に全世帯の婦人を隊員とする新地町女性消防隊が結成し、予防消防に貢献している。また、平成14年度から相馬地方広域消防本部と連携し、地区単位の自主防災組織の結成促進を図り、平成15年2月には全地区において自主防災組織が結成し、災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等の活動を行っている。（資料2-10-1）

(2) 自主防災組織の育成

ア リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、中核となるリーダーの役割が重要であることから、各種の防災関係講習会等に積極的に参加するよう促進する。

イ 施設

活動の拠点となるべき施設及び防災資機材は、国の補助事業等により計画的に整備する。

ウ 活動要領の作成と指導

町は活動マニュアル等を作成し、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的に指導するなど、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、高齢者、心身障害者、乳幼児などの「災害弱者」の避難誘導等、各種の防災活動が効果的に行なわれるよう協力体制の確立を図る。

(3) 事業所の自衛消防組織の設置

消防法等の規定により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災体制を整備するとともに、特に法令により設置を義務付けられていない事業所についても、強力に設置を推進するものとする。

対象事業所は、おおむね次のとおりである。

ア 病院、ホテル、旅館等多数の人が利用する事業所

イ 危険物、高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所

ウ 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所

(4) 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画

を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

2 消防団

(1) 消防団の現況

本町における消防団の状況は、資料2-10-2のとおりである。

(2) 消防団活性化対策の内容

ア 消防団の施設・装備の強化施策

- ①消防団拠点施設（団詰所、集会所等）
- ②無線機器（携帯用無線機、車載用無線機、無線受令機）
- ③安全装備品（防火服、防火幅、防火長靴等）
- ④消防防災用車両（小型動力ポンプ積載車等）
- ⑤災害防御用資機材（小型動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易水槽等）
- ⑥消防団緊急伝達システム（指令操作盤、サイレン吹鳴装置、放送設備等）
- ⑦レクリエーション・研修用資機材（スポーツ用具、ビデオ装置、映写機等）

イ 消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るための施策

- ①広報活動の充実（広報員の設置、消防防災フェアの実施、戸別訪問による防火指導）
- ②地域のコミュニティ活動への参加促進（地域のお祭り、スポーツ文化事業への積極参加等）
- ③地域内諸団体（青年団、婦人会等）との交流強化（各種行事の共催・参加等）
- ④事業所に対する協力要請

(3) その他の施策

- ア 団員の処遇改善
- イ 教育訓練の充実
- ウ 組織の再編強化（指導員、広報員の設置等）

第11節 要配慮者対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、これら「要配慮者」の安全確保を図るため、社会福祉施設等の防災対策を推進するとともに、在宅の要配慮者を把握し、行政区、自主防災組織等の地域の協力の下、安全確保を図る。

1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、災対法第49条の10第1項に基づき、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)」（平成25年8月）を踏まえた避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。

また、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方(全体計画)を整理し、本計画に重要事項を定める。

(1) 避難支援等関係者となる者

基本的には次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

ただし、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者及び自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、より多くの避難支援等関係者を確保する。

ア 消防署・消防団

イ 警察署

ウ 民生委員

エ 新地町社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 新地町地域包括支援センター

キ その他、町長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を原則として次のアとイのいずれにも該当する町民とする。

ア 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある下記①～⑨に該当する方で、在宅で生活している方

イ 関係機関への個人情報の提供に同意する方

①介護保険の要介護3以上の認定を受けている方

②65歳以上の高齢者で一人暮らし、高齢者のみ世帯、高齢者と児童（15歳未満）のみの世帯

③身体障がい者（身体障害者手帳を所持している方）

④知的障がい者（療育手帳を所持している方）

- ⑤精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している方）
- ⑥難病患者
- ⑦常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している方
- ⑧その他、町長が特に認める次のような方
 - （ア）上記①から⑦の分類で程度の判定では該当しないが、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方
 - （イ）家族と同居しているが、日中は一人となる①から⑦に準じた方で、避難行動に不安があり名簿登録を希望する方
- ⑨乳幼児、妊産婦、外国人の方など

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

町で把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災対法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事及びその他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する

(4) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、町が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、要支援者本人から同意を得たうえで、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で前1-(1)項に定める避難支援等関係者に提供する。

(5) 名簿情報の提供における配慮

ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策につい

ては、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』（平成22年11月）に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

イ 名簿情報の提供及び漏えい防止

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。

- (ア) 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (ウ) 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。
- (エ) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (オ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (カ) 名簿情報の取扱状況について、定期的に報告を求める。
- (キ) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6) 名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、年に1度情報の確認を行うとともに、日ごろから以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。

また、名簿を更新したときは、名簿情報を提供している避難支援等関係者にも周知を行う。

ア 自宅等の訪問

避難支援等関係者の協力のもと、定期的に要支援者を訪問して安否確認を行うとともに、近隣住民とのコミュニケーションが図られるよう努める。

イ 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が転入してきた場合、関係部局はその情報を名簿の作成・管理を行う総務課総務係に連絡する。

ウ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が要介護認定等の変更により、新たに要件に該当するようになった場合、また要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を総務課総務係に連絡する。

エ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を総務課総務係に連絡する。

オ 長期入院等

避難行動要支援者が入院した場合や社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を総務課総務係に連絡する。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 避難準備情報等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」、「避難注意情報」等の避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

- (ア) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話の緊急速報メールや防災メール、FAX、町防災ホームページなど、多様な情報伝達体制の整備を図る。

また、防災行政無線の戸別受信機や緊急告知機能付きFMラジオ（防災ラジオ）など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

町等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、周知することとする。

2 全体計画において定める事項

町は、次の事項を細目としてあらかじめ定めた全体計画を町地域防災計画の下位計画として位置づけ、作成する。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所

- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

3 個別計画の策定

町は、民生委員や町社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

4 社会福祉施設等における対策

(1) 施設等の整備、安全点検

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう、各施設の建物や附属施設あるいは危険物施設等について、常時安全の点検を行う。

(2) 組織体制の整備

ア 防災計画の作成

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員を中心とした防災組織を整備し、役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を作成するものとする。

イ 組織体制の留意点

- (ア) 夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。
- (イ) 管理者は、町との連携を図り、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

(3) 緊急連絡体制の整備

ア 防災関係機関への連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に備え、防災関係機関への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

イ 緊急連絡先の確認

災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、日頃から緊急連絡先の確認を行う。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災教育の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき

行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

イ 防災訓練の実施

施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動が取れるよう各々の施設の構造、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

ウ 防災教育・防災訓練の留意点

- (ア) 自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。
- (イ) 職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害）の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。
- (ウ) 訓練終了後、訓練結果の検証を行うことにより、改善点を明らかにし、総合防災訓練実施要領に反映する。

5 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努める。また、在宅要配慮者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置などに必要な補助・助成措置を講ずる。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

ア 対象者及びその家族に対する指導

- (ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- (イ) 災害時には近隣の協力が得られるよう、日常的に努力すること。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

- (ア) 自主防災組織等は、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備すること。
- (イ) 災害時には要配慮者の安全確保に協力すること。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、要配慮者やその家族が参加するよう働きかけること。

(3) 支援体制及び避難用器具等の整備

ア 要配慮者の把握

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努める。

特に発災初期においては、町及び防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生委員等と連携を図りながら、行政区、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握しておき、

発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

イ 避難用器具等の整備

町は、要配慮者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

6 外国人に対する防災対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、災害発生時に迅速・適確な行動が出来るよう、英語ややさしい日本語等での情報提供に努める。

7 避難所における要配慮者支援

(1) 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない避難所に要配慮者が避難した場合は、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、避難所での生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。